

(平成22年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

佐賀国民年金 事案 458

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から61年3月まで

社会保険庁(当時)の記録では、昭和51年7月から61年3月までの期間は国民年金の未加入期間となっているが、申立期間当時、地区には納税組合があり、組合の役員が毎月集金に来ていた。

妻は、国民年金保険料が納付となっているのに、申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号前後の任意加入被保険者の加入年月日から、昭和61年4月に払い出されていることが推認でき、その時点において、申立人は、既に老齢厚生年金の受給資格要件を満たしていることから、国民年金については任意加入対象者となり、申立期間についてはさかのぼって国民年金の被保険者となることはできず、保険料を納付できない上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は117か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 459

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から同年12月まで

私は、会社では年金等の事務を担当しており、退職後の厚生年金から国民年金への切替には気をつけていたので、昭和60年4月に勤めていた会社を退職後、直ちに国民年金に加入して保険料の納付をした。申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

国民年金保険料は、A町役場で毎月納付書により納付していたが、保険料額は記憶にない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月に勤務していた会社を退職した後、直ちに国民年金の加入手続きを行い、納付書により保険料を納付したと申し立てているところ、申立期間は、平成3年9月3日に未納期間としてオンライン記録に追加されるまでは、未加入期間であったことが確認できることから、申立期間に係る国民年金保険料納付書が作成されることはなく、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。